

議案第2号

木津川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について

木津川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成19年木津川市条例第145号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年2月20日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

相楽郡広域事務組合が名称変更することに伴い、所要の改正及び文言の修正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例（案）

木津川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成19年木津川市条例第145号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（し尿処理手数料）</p> <p>第21条の2 <u>相楽広域行政組合</u>と木津川市、笠置町、和束町、精華町及び南山城村との間のし尿くみ取り券の売捌きによるし尿処理手数料の徴収等に関する事務委託に関する規約に基づき、組合のし尿（家畜ふん尿を除く。以下同じ。）の収集、運搬及び処分に係るし尿処理手数料を、し尿くみ取り券の売捌きにより徴収する。</p>	<p>（し尿処理手数料）</p> <p>第21条の2 <u>相楽郡広域事務組合</u>と木津川市、笠置町、和束町、精華町及び南山城村との間のし尿くみ取り券の売捌きによるし尿処理手数料の徴収等に関する事務委託に関する規約に基づき、組合のし尿（家畜ふん尿を除く。以下同じ。）の収集、運搬及び処分に係るし尿処理手数料を、し尿くみ取り券の売捌きにより徴収する。</p>
<p>2 前項に規定する手数料の額は、し尿10リットルにつき、<u>相楽広域行政組合</u>廃棄物の処理及び清掃に関する条例（<u>相楽郡広域事務組合昭和56年8月制定</u>）第9条第1号に定める額とする。</p>	<p>2 前項に規定する手数料の額は、し尿10リットルにつき、<u>相楽郡広域事務組合</u>廃棄物の処理及び清掃に関する条例（<u>相楽広域事務組合昭和26年8月制定</u>）第9条第1号に定める額とする。</p>
3～6 (略)	3～6 (略)

## 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。